

# 1. 酒田市立平田中学校P T A 規約

## 第一章 総 則

- 第1条 この会は酒田市立平田中学校P T Aと称し、事務局を同校内に置く。
- 第2条 この会は保護者と教師が協力して、学校・家庭・社会における生徒の幸福なる成長を図ることを目的とする。

## 第二章 組 織

- 第3条 この会は次の会員によって組織する。
- ① 酒田市立平田中学校に在籍する生徒の保護者
  - ② 酒田市立平田中学校教職員

## 第三章 活 動

- 第4条 この会は第2条の目的を達成するため、次の活動をする。
- ① 会員の研修と親睦に関する事項
  - ② 学校・家庭・社会の教育的環境の整備向上に関する事項
  - ③ 生徒の校外生活の補導と福祉の増進に関する事項
  - ④ その他の目的達成に必要な事項

## 第四章 機 関

- 第5条 この会に次の機関を置く。
- ① 総会
  - ② 役員総会
  - ③ 理事会
  - ④ 専門部会
  - ⑤ 学年会
  - ⑥ 母親委員会
- 第6条
- 1 総会は会員全員をもって構成され、この最高決議機関で年1回原則として年度始めに開催する。但し理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
  - 2 総会に付議する事項は次のとおりである。
    - ① 規約の改廃
    - ② 予算・決算の承認
    - ③ 役員承認（但し三役は除く）
    - ④ その他必要なる事項
- 第7条
- 1 役員総会は、役員全員と学校教職員全員をもって構成され、必要に応じて開催する。
  - 2 緊急の場合は総会を代行することができる。但し、この場合は、次の総会に報告しなければならない。
  - 3 役員総会に付議すべき事項は、次のとおりである。
    - ① 予算・決算の審議
    - ② 総会に付議する事項
    - ③ 各部の構成と役員選出
    - ④ その他緊急なる事項
- 第8条
- 1 理事会は、正副会長、各学年委員長、各専門部長、生活指導副部長、母親委員長幹事、学校長をもって構成され、必要に応じて随時開く。
    - ① 役員総会に提出する議案の企画立案
    - ② 決議された事項の執行
    - ③ 各種委員会、各専門部の連絡調整
    - ④ 次年度への引継に関する事項の処理
    - ⑤ 予算の補正に関する事項
    - ⑥ その他緊急なる事項の措置
- 第9条 専門部は次のとおりとし、各部の活動事項の執行にあたる。
- ① 研 修 部 会員の研修と親睦に関する事項
  - ② 広 報 部 会報の発行、情報の伝達に関する事項
  - ③ 保健体育部 生徒及び会員の体育奨励と学校保健に関する事項
  - ④ 生活指導部 学校の校外生活の指導、自治会P T Aに関する事項

第10条 学年会は該当学年の会員をもって組織し、必要なる事項の執行にあたる。

第11条 母親委員会は必要に応じて開催する。

第12条 各会の決議は、出席者の過半数とする。

## 第五章 役員

第13条 1 この会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 理事 若干名
- ④ 学年委員 若干名
- ⑤ 専門部員 若干名
- ⑥ 母親委員 若干名
- ⑦ 幹事 若干名
- ⑧ 会計 若干名
- ⑨ 会計監査委員 3名

2 任期は全て1年とする。但し再任を妨げない。

3 役員は任期満了後といえども、後任者が選出されるまで、その任にあたらねばならない。

第14条 役員の仕事は次のとおりである。

- ① 会長はこの会を代表し、総会・役員会・理事会を召集し役員を委嘱する
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する
- ③ 幹事はこの会の庶務を行う
- ④ 会計はこの会の会計処理を行う
- ⑤ 学年委員は学年会の運営にあたる
- ⑥ 専門委員は各専門部の運営にあたる
- ⑦ 母親委員は母親委員会の運営にあたり、委員長は外部関係団体との連携を図る。
- ⑧ 会計監査委員はこの会の経理を監査する

## 第六章 会計及び簿冊

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日で終わる。

第17条 この会に次の簿冊を備える。

- ① 会員名簿
- ② 規約簿
- ③ 役員名簿
- ④ 会計簿
- ⑤ その他必要な簿冊

## 第七章 その他

第18条 この会に功労のあった人を顕彰することができる。

第19条 この会の運営に関し必要ある細則ならびに規定は、この規約に反しない限りにおいて別に定めることができる。但し制定または改廃したときは、次の総会に報告しなければならない。

## 付 則

この規約は昭和50年 4月15日より施行する。

昭和56年 4月 9日改正

平成 3年 4月14日改正

但し第6条2③については平成3年4月1日より施行する。

平成 4年 4月12日改正

平成 6年 4月24日改正

平成13年 4月15日改正

平成15年 2月10日改正